

市民団体活動支援補助金の見直しと主なポイントについて

補助金制度のこれまでの実績（資料2）、市民活動推進委員会のご意見（資料3）、市民団体の現状をもとに、これからの市民団体の自立促進と公益活動の活性化を支援するために、補助金制度の見直しを行います。

補助金見直しの基本的考え方

- ①サークルからNPOまで幅広く市民団体に活用される制度
- ②市民団体の段階的な自立や活動の発展を促す仕組み

1. 見直し後の補助金制度の比較

名称	活動促進型	活動発展型
申請頻度	毎年	毎年
団体要件	公益活動を行っている、又はこれから公益活動を行おうとする市民団体	1年以上継続して公益活動を行っている市民団体
対象事業	公益性があり団体の活動を促進させる事業	公益性が高く地域課題の解決を目指し団体の活動を発展させる事業
補助期間	1年間	1年間
補助回数	1団体1回限り	同一事業は3回まで（※）
補助率の上限	90%	1年目80%、2年目70%、3年目60%
補助金額	10万円以内	30万円以内

（※）前年度に交付を受けた団体が、別の事業を立ち上げて応募した場合は新規事業とみなします。

公益活動とは…

不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に行う活動

<申請事業の一例>

- ・子ども、子育て世代、高齢者、障がい者等への支援事業、交流事業、啓発事業
- ・地域の防災力、防犯力、安全力を高める事業
- ・地域のコミュニティを活性化させる事業
- ・環境保全や環境美化に関する事業
- ・地域の教育力を高める事業
- ・地域の特色や資源を生かし魅力や賑わいを創出する事業
- ・まちづくりに関する事業
- ・地域のつながりを創出する事業
- ・健康づくり、介護予防、スポーツを推進する事業
- ・文化、芸術、音楽を推進する事業
- ・社会教育を推進する事業
- ・国際化や国際協力を推進する事業 等

単に自己の教養や趣味を深めることを目的とするものや、構成員相互の利益を目的としているもの、親睦のみの活動は除外します。

2. 活動立上型の見直し前後の比較と主な変更ポイント

補助金 名称	見直し前		➔	見直し後
	活動立上型			活動促進型
申請頻度	毎年			毎年
団体要件	新たに公益活動団体を立ち上げる予定のグループ	公益団体を設立後3年未満の団体		公益活動を行っている、又はこれから公益活動を行おうとする市民団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与する事業 ・市と協働して実施することで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業 ・他の団体と協働して実施することで、効果が期待できる事業 ・その他公益活動の活性化につながる事業 			公益性があり団体の活動を促進させる事業
補助期間	1年間			1年間
補助回数	3回を限度			1団体1回限り
補助率の上限	80%			90%
補助金額	5万円以内	10万円以内		10万円以内

(1) 立ち上げ予定のグループに対する補助金枠を廃止

理由：立ち上げ予定のグループは申請書類の作成が困難である。
 これまでの実績として当該グループの過去の申請件数0件である。

(2) 団体要件の設立後3年未満を緩和し、設立年数の制限を撤廃

理由：設立後3年以上でも活動立上型の補助が必要な団体が多数存在する。
 ⇒申請可能な団体枠を拡大し、活動促進の支援が必要である。

(3) 補助率アップと補助回数の制限

理由：団体の申請メリットを上げるため補助率を90%としつつ、団体の自助努力による自立や活動発展を促すため1団体1回限りとする。

(4) 団体運営に関わる経費の補助(消耗品費・備品費・研修費)を廃止

理由：事業に直接関係する経費を補助することが望ましい。

3. 活動支援型の見直し前後の比較と主な変更ポイント

補助金 名称	見直し前	見直し後
		活動支援型
申請頻度	3年に1回	毎年
団体要件	団体設立後満1年以上	1年以上継続して公益活動を行っている 市民団体
対象 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与する事業 ・市と協働して実施することで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業 ・他の団体と協働して実施することで、効果が期待できる事業 ・その他公益活動の活性化につながる事業 	公益性が高く地域課題の解決を目指し団体の活動を発展させる事業
補助期間	3年間 (毎年度申請及び実績報告を行う)	1年間
補助回数	制限なし	同一事業は3回まで
補助率 の上限	50%	1年目80%、2年目70%、3年目60%
補助金額	30万円以内	30万円以内

(1) 3年毎の申請を毎年申請に変更

理由：きれめなく申請できる機会をつくる必要がある。

(2) 3年継続補助を1年補助に変更(同一事業は3回まで可能)

理由：団体にとって3年間の活動を見通して事業計画を立案することが難しく、過去に辞退した事例(2団体)があり、委員会による3年分の審査も難しい。

(3) 補助率アップと段階的な補助率の引き下げ

理由：団体の申請メリットを上げるため補助率を80%に上げつつ、同一事業で補助を継続する場合は、団体の自助努力による自立を促すため毎回段階的に10%ずつ補助率を引き下げる。

4. 補助金の見直しによる審査項目・配点等の変更

審査項目・配点等の変更の基本的考え方

- ① 公益活動を支援する補助金に見合った審査項目・配点
 ② 市民団体にわかりやすい審査ポイント

審査項目	審査ポイント	活動促進型		活動発展型	
		審査	配点	審査	配点
必要性	白井市の社会状況を踏まえ、市民ニーズや地域課題を捉えたものであるか。	○	5	○	5
公益性	事業が不特定多数の市民や広範囲な地域の利益として還元されるか。	○	10	○	10
実現性	事業が着実に実施できる方法、予算、スケジュール、体制として事業計画が立案されているか。	○	5	○	5
自立性	補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めているか。	○	5	○	5
自発性	事業に取り組もうとする姿勢に熱意や意気込み等の自発性が感じられるか。	○	5	○	5
事業効果	事業実施により地域の課題解決に効果が見込めるか。	×	—	○	10
合計点数		5項目	30	6項目	40

1 審査委員が採点した 合計点数の平均点を算出して順位付け を行います。

2 採択基準点未満の団体を採択候補団体から除きます。

採択基準点：活動促進型15点 活動発展型 24点

3 採択基準点を満たしている団体で 平均点数の高い団体から採択 します。

採点区分	非常に優れている	優れている	やや優れている	どちらともいえない	やや劣っている	劣っている
点数	5点	4点	3点	2点	1点	0点

参考

従来の「活動立上型」の評価項目と視点

評価項目 全6項目(1項目0点~5点 30点満点)

評価点数が8割(24点)以上を採択団体、8割(24点)未満を不採択団体

	項 目	評 価 の 視 点
1. 公 益 性		
市の責任領域として、市が税金を支出する合理的な根拠があるかの評価を求めるもの	(1) 市が税金を投入する必要がありますか？	個人や民間、または地域団体などのみでは解決が難しく、市の責任において支援することが必要であるかなどの視点から
	(2) この活動は、不特定多数の市民のためになりますか？(ある人々だけが得をすることはないですか。)	申請団体の会員の利益になるものではなく、市民に開かれた事業かの視点から
2. 妥 当 性		
補助事業の内容や目的が適正であるかの評価を求めるもの	(1) 現在の社会情勢に対応していますか？	少子高齢化、自然環境保全、リサイクル推進、国際化、地域福祉の充実、市民ニーズの高まりなど、現在の社会情勢に沿ったものであるかの視点から
	(2) 活動目的及び目標は明確ですか？	活動目的や目標が明確であり、その目的・目標が補助内容と合致しているかの視点から
3. 効果・効率性		
補助金を支出することにより、行政目的が達成できるかの評価を求めるもの	(1) 事業計画は、現実的であり実現は可能と判断できますか？	実現可能で無理のない事業計画であり、具体性があるかの視点から
	(2) 団体の継続的な運営が期待できますか？	団体の継続的で熱意や意欲をもった運営や事業展開を期待できるかの視点から

従来の「活動支援型」の評価項目と視点

評価項目(全10項目) (0点~5点で評価 50点満点)

評価点数が8割(40点)以上を採択団体 8割(40点)未満を不採択団体

	項 目	評 価 の 視 点
1. 公 益 性		
市の責任領域として、市が税金を支出する合理的な根拠があるかの評価を求めるもの	(1) 市が税金を投入する必要がありますか？	個人や民間、または地域団体などのみでは解決が難しく、市の責任において支援することが必要であるかなどの視点から
	(2) この活動は、不特定多数の市民のためになりますか？(ある人々だけが得をすることはないですか。)	申請団体の会員の利益になるものではなく、不特定多数の市民に効果がおよび、まちづくりの形成、公共の福祉に資するかとの視点から
2. 妥 当 性		
補助事業の内容や目的が適正であるかの評価を求めるもの	(1) 現在の社会情勢に対応していますか？	少子高齢化、自然環境保全、リサイクル推進、国際化、地域福祉の充実、市民ニーズの高まりなど、現在の社会情勢においても、優先的に行う必要があるかなどの視点から
	(2) 活動目的及び目標は明確ですか？	活動目的や目標が明確であり、その目的・目標が補助内容と合致しているかの視点から
	(3) 補助金を受ける者も適正な負担をしていますか？	受益と負担の観点から、会費や団体が提供するサービスの対価は、適正な範囲であり、自己資金の確保に努めているかとの視点から
	(4) 団体の活動が、市や民間の活動内容に類似・重複しておらず、特色のある活動ですか？	既に市や民間の企業等で類似のサービスが提供されているか。また提供されている場合であっても、更なる税金の投入が必要かとの視点から
	(5) 団体は自主・自立した補助事業の実施が困難な団体ですか？	団体の決算や繰越金の状況から、自主・自立した事業の実施は困難かの視点から
3. 効果・効率性		
補助金を支出することにより、行政目的が達成できるかの評価を求めるもの	(1) 事業計画は、現実的であり実現は可能と判断できますか？	事業計画の内容から、団体の規模や能力からして、着実な実施が可能であるかの視点から
	(2) 団体の活動を市が補助することにより、より効果を上げることができる活動ですか？	団体の活動を補助することにより、①市や地域の課題解決 ②活動の更なる活性化 ③より良い地域社会づくりなど、まちづくりに結びつくかの視点から
	(3) 投入する税金と比較して、効果はありますか？	補助金額と効果を比較して、効果はあるかとの視点から